

保 福 介 第 7 6 8 2 号  
平成 28 年 3 月 14 日

各地域包括支援センター  
各居宅介護支援事業所  
各介護保険施設

} 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

社会保障・税番号制度の取扱い事務における介護保険要介護（要支援）認定申請の  
代行申請の取扱いについて（通知）

日頃より、本市の介護保険事業の推進及び行政手続における特定の個人の情報を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）の取扱いにつきまして、ご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、社会保障・税番号制度の導入に伴う介護保険に係る各種申請の取扱いにつきましては、平成 27 年 12 月 28 日付保福介第 6135 号「社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入に伴う介護保険に係る各種申請の取扱いについて（通知）」のとおりお示したところですが、介護保険法第 27 条に規定される代行申請者の取扱いにつきまして、厚生労働省に照会したところ、次の回答がありました。

個人番号の記入がない申請は、介護保険法に規定される代行申請（使者）とすることで差し支えない。

そこで、本市では、発出日をもって、以下のとおり取扱うこととしますので、通知いたします。

要介護（要支援）認定申請におきまして、**被保険者が個人番号を提供する意思がある場合は、委任状による代理申請もしくは封緘による使者とする。**ただし、被保険者が個人番号の記入を拒否した場合などで申請書に個人番号の記入がない場合は、介護保険法に規定される代行申請（使者）とし、被保険者の委任状は不要とする。

要介護（要支援）認定申請が個人番号を利用する事務であることには変わりはありません。委任状による代理申請の場合、申請書を提出される方（代理申請者）の身元の確認を行いますので、介護支援専門員証など、代理申請者の身元がわかる証明書を提示くださいますようお願いいたします。

問い合わせ

さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課  
介護保険係 電話 048-829-1264  
FAX 048-829-1981